

四万十市

概要版

子ども・子育て 支援事業計画

大きく咲かそう子どもの笑顔
～あったか子育てのまち しまんと～



平成27年3月
四万十市

1 計画策定の目的と計画期間

核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもや子育てをめぐる環境は厳しくなっており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市では国の少子化対策と連動して、「四万十市次世代育成支援行動計画」(後期計画)を策定するとともに、次代を担う子どもたちに、公平かつ質の高い教育・保育を提供するため、取り組みを進めているところです。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化しているなか、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築する必要があります。そこで、「四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまなニーズに応じた子ども・子育て支援施策を計画的に実施します。

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況、地域の教育・保育ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

2 計画の基本的な考え方

すべての子どもが健やかに育ち、笑顔の花を咲かせられるように、それぞれの子育て家庭が地域に支えられ、子どもの成長に喜びを感じられる、あったか子育てのまちになることを目指します。

基本理念

大きく咲かそう子どもの笑顔
～あったか子育てのまち しまんと～

基本目標

基本目標
1

教育・保育の充実

基本目標
2

地域における
子育ての支援

基本目標
3

母子の健康確保と
少子化対応

基本目標
4

子どもの健全な成長の
ための環境の整備

基本目標
5

要保護児童への
取り組みの推進

子ども・子育て支援新制度とは？

子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、質の高い乳幼児期からの教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年度から始まる制度が『子ども・子育て支援新制度』です。

新制度の枠組み ～「給付」と「事業」～

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所(園)
- 地域型保育給付
 - ・小規模保育
 - ・家庭的保育
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 妊婦健診事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 多様な主体の参入促進事業

※●印は計画で事業量を見込む事業です



課題1

親の働く状況が違って、質の高い就学前教育・保育を受けられたいのに…

幼稚園と保育所をひとつにした
認定こども園の普及を図ります。

！ 認定こども園の主なメリットは？

- お子さんが3歳以上の場合、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 認定こども園に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を受けることができます。

課題2

身近な地域で十分な子育て
支援があったら安心なのに…



就学前教育・保育、地域のさまざまな
子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

- ◆ 放課後児童クラブの拡大(開所時間の延長等)
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業の推進
- ◆ 利用者支援事業の創設 等



課題3

育休明けから認定こども園や
保育所に入園したいけれど、
入れるかしら…

地域のニーズに沿った利用定員を定め、
子育てしやすい、働きやすい環境にします。

- ◆ 地域のニーズを踏まえた計画的な施設整備
- ◆ 少人数を預かる地域型保育の認可

3 具体的な取り組み

基本理念の内容を実現するため、基本目標として掲げた5項目に基づき、教育・保育事業及び子育て支援事業の充実を図っていきます。

基本目標

1

教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの乳幼児期における質の高い教育・保育を保障することを目指しています。「四万十市総合計画」と連携しながら、すべての地域の子どもが家庭の状況にかかわらず、等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めます。

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市においては、市の地理的条件、地域性、教育・保育施設の整備状況等を踏まえたうえで、効率的な資源の活用を可能とし、市民のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を中村地域・西土佐地域の2区域とします。

(2) 教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保方策等

7ページに記載

(3) 子ども・子育て支援サービスの事業量の見込み、提供体制の確保方策等

7・裏表紙ページに記載

基本目標

2

地域における子育ての支援

基本理念に掲げたとおり、みんなが子どもを見守り育ていけるような『あったか子育てのまち』づくりを推進するとともに、身近な場所で利用できる子育てサービスの充実に努めます。また、適切な給付や支援を実施し、子育て家庭の経済的負担が軽減されるよう取り組みます。

(1) 子育てに関する情報提供及び相談体制の充実

情報提供体制の整備／保育所等の情報提供の充実／育児相談事業

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援ネットワークの形成／子育てサークル・世代間交流の促進

(3) 児童・生徒の健全育成

青少年育成及び家庭・各関係機関の連携／地域による育成活動の支援 など

(4) 子育てに伴う経済的負担の軽減

保育料の軽減の検討／児童の手当等諸制度の周知／医療費の助成・軽減の充実 など

基本目標

3

母子の健康確保と少子化対応

働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、出産年齢も自ずと上昇している昨今、妊婦健康診査の重要性が一層高まってきています。母子の安全と健康確保のため、各種健診を充実させるとともに、これまでの母子保健対策等の取り組みを維持・充実させ、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる体制づくりを推進します。

(1) 母親と子どもの健康確保

安全な妊娠や出産への支援／栄養相談／子育ての仲間づくり など

(2) 学校保健の推進

保健管理の推進／保健教育の推進／安全管理の推進／関係機関の連携 など

(3) 食育の推進

学校・保育所での食育／母体・乳幼児の食育／食に関する学習会の促進 など

(4) 思春期保健対策の充実

学校における思春期の健康づくり／いのちの大切さを育てる教育の充実 など

(5) 進行する少子化への対応

出会い・結婚への支援／妊娠・出産にかかる支援の充実 など

基本目標

4

子どもの健全な成長のための環境の整備

子どもの豊かな心・健やかな身体・確かな学力を育てるためには、学校だけではなく、家庭や地域の教育力を向上させることが必要です。このため、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、教育環境の整備・充実に努めます。また、子どもの安全な成長のため、交通安全や防犯等に配慮した生活環境の整備に取り組みます。

(1) 子どもの生きる力を育む学校教育の環境整備と家庭や地域の教育力向上

生きる力を育てる学校教育等の推進／子ども会等活動の推進／教育相談体制の充実 など

(2) 子どもの安全の確保

道路交通環境の整備／子ども見守り活動の推進／スクールガード養成講習会の実施 など

(3) 安全・安心な地域づくり

子育てにやさしい公共施設等の整備／公園等の身近な遊び場の整備 など

(4) 仕事と家庭の両立の推進

男女共同参画の推進／企業等への啓発・広報の推進／仕事と家庭生活の調和の実現 など

(5) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

良質な住宅の提供体制の整備／若者向け住宅の整備

基本目標 5

要保護児童への取り組みの推進

子どもへの虐待の未然防止、また早期発見・早期対応のためには、関係機関が連携し、迅速かつ適切に対応することが必要です。また、障害のある子どもや、ひとり親家庭の子ども等、さまざまな状況にあるすべての子どもが等しく健やかに育ち、それぞれの家庭が安心して子育てができるよう、支援を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関する相談体制の整備／要保護児童対策地域協議会の充実 など

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する支援の充実／就労支援の充実／ひとり親家庭への経済的支援 など

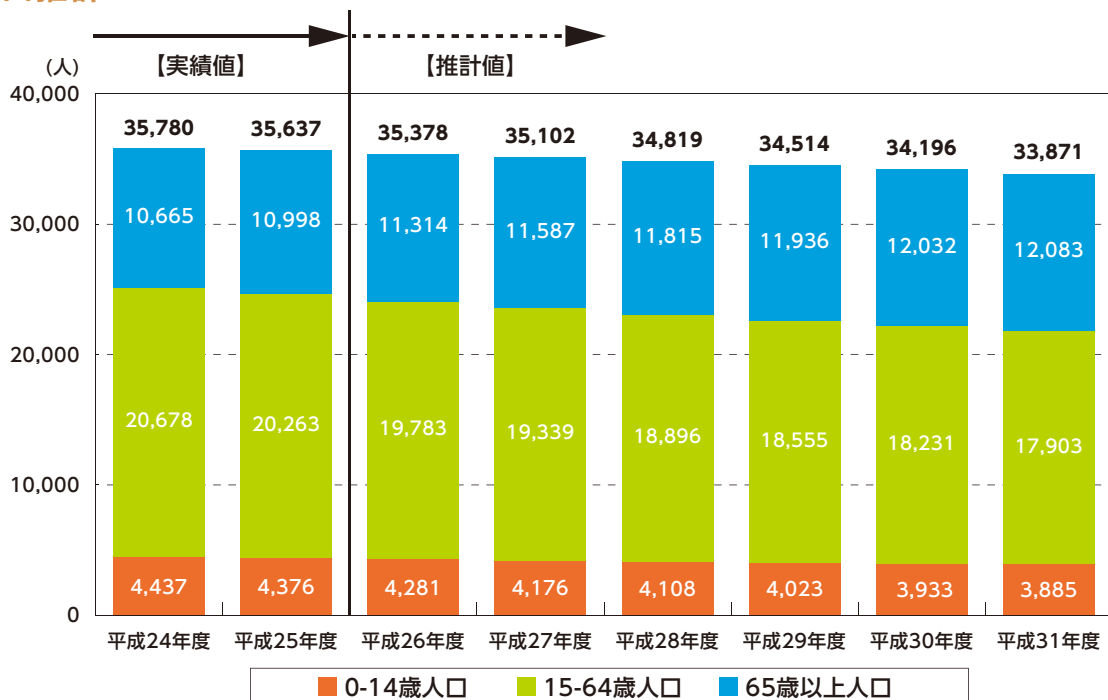
(3) 障害児施策の充実

障害の早期発見／障害のある人への理解、学習機会等の充実／特別支援教育の推進 など

4 事業量の見込みと確保方策

子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の計画期間中における量の見込みと、目標として確保する量を示します(事業計画は2つの提供区域ごと(中村地域と西土佐地域)に見込み量と確保方策を設定している事業もありますが、この概要版では市全体の見込み量と確保方策を示しています)。

◆人口推計



資料：平成24～25年度実績 四万十市 住民基本台帳(各年度4月1日付)
平成26～31年度推計 平成21～25年度実績よりコーホートセンサス変化率法により算出

◆教育・保育

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	今後の取り組み
1号認定【3～5歳で教育を希望】							単位:人/年
量の見込み	1号	30	30	30	30	29	幼稚園は認定こども園への移行が決定しており(平成27年度より移行予定)、移行初年度の利用実績を踏まえたうえで調整を検討していきます。
	2号※	42	42	41	40	41	
確保方策		180	180	180	180	180	
2号認定【3～5歳で保育を希望】							単位:人/年
量の見込み		675	673	668	654	651	平成27年度当初からの幼稚園の認定こども園への移行や、認可外施設1ヶ所の平成27年度中の認可保育所への移行が予定されています。
確保方策	認定こども園・保育所	952	952	932	932	913	
	認可を受けない保育事業	8	8	8	8	8	
	事業所内保育	0	0	0	0	0	
3号認定(0歳)【保育を希望】							単位:人/年
量の見込み		100	100	100	100	100	計画期間内で体制を整備し、待機児童0人を目指します。
確保方策	認定こども園・保育所	30	42	42	42	65	
	認可を受けない保育事業	39	33	33	33	33	
	事業所内保育	2	2	2	2	2	
3号認定(1・2歳)【保育を希望】							単位:人/年
量の見込み		387	389	387	384	380	現在実施している事業所内保育施設1ヶ所が、平成27年4月から特定地域型保育給付の事業所内保育事業として実施予定となっています。
確保方策	認定こども園・保育所	415	439	439	439	439	
	認可を受けない保育事業	42	28	28	28	28	
	事業所内保育	2	2	2	2	2	

※2号認定のうち、教育の利用希望が強い者



◆地域子ども・子育て支援事業

事業概要と今後の取り組み

延長保育事業

保育所と認定こども園等において、通常の保育時間を延長して保育を提供する事業です。

全保育所と認定こども園で事業を実施し、年間730人程度の量の見込みを確保します。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後過ごす場を提供する事業です。

原則として各小学校区単位で実施することで、年間500人程度(低学年350人、高学年150人)の量の見込みを確保し、高学年児童の需要にも対応できるよう体制を整備します。

子育て短期支援事業

疾病・出産・看護・災害等により子育てが困難になった際、子どもを一時預かる事業です。

1ヶ所で事業を実施し、年間のべ30人程度の量の見込みを確保します。

地域子育て支援拠点事業

在宅で子育てをする家庭に育児相談や遊びの場を提供する事業です。

四十十市地域子育て支援センターで事業を実施し、年間のべ3,200人程度の量の見込みを確保します。

一時預かり事業【幼稚園における預かり保育】

幼稚園で、教育時間以外の時間帯に子どもを預かる事業です。

認定こども園（平成27年度当初より幼稚園から移行）で事業を実施し、年間のべ700人程度の量の見込みを確保します。

一時預かり事業【幼稚園における預かり保育以外】

保育が必要となった際、保育所等で一時的に子どもを預かる事業です。

中村地域の4ヶ所の託児所で事業を実施し、年間のべ840人程度の量の見込みを確保します。

病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が体調不良児を一時的に保育等する事業です。

ニーズ調査ではニーズが出ていますが、施設面に加え、医療機関との連携も必要なことから本計画では事業を実施しませんが、今後は広域も視野に入れて、実施を検討していきます。

ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合う事業です。

ニーズ量も算出されていないため、本計画では事業を実施しません。

今後は状況に応じて検討していきます。

利用者支援事業

認定こども園や一時預かり等の利用にあたって、情報提供や相談・助言等を行う事業です。

新設事業のため、現在、市内では事業を実施していませんが、福祉事務所や西土佐福祉分室、子育て支援センター等で情報提供や相談対応を実施しており、引き続き現体制での事業提供を行っていきます。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

母子の心身の状況や養育環境等を把握して指導・助言等を行います（見込み量：250人程度）。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応するため、関係機関が十分に連携して取り組みます（見込み量：300人程度）。

妊婦健診事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、母子の健康状態を定期的に確認する事業です。

標準的な健診回数（14回）の公費負担を継続しつつ、経済的負担の軽減を図ります（見込み量：年間のべ2,800人程度）。

5 計画の推進体制

■住民や地域、関係団体等との協働■

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

■庁内の推進体制■

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめさまざまな分野にわたるため、福祉事務所が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

四万十市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行年月：平成27年3月 発行：四万十市 編集：四万十市福祉事務所

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地 TEL 0880-34-1801 FAX 0880-34-1880